

令和2年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和2年6月3日

閉 会 令和2年6月5日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月4日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	中 川 悟 君
議 会 事 務 局 次 長	坂 本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番	久 慈 省 悟 君
4 番	柿 崎 裕 二 君

議事日程（第2号）

第1	一般質問	1 番	小鹿重一	議員
第2	一般質問	5 番	森 弘美	議員
第3	一般質問	4 番	柿崎裕二	議員
第4	一般質問	2 番	川崎憲二	議員
第5	一般質問	7 番	坂本 豊	議員
第6	一般質問	3 番	久慈省悟	議員

午前9時37分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は6名です。通告順に一般質問を行います。

1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。

今日は一般質問ということですので、今非常に世間をにぎわしております新型コロナウイルス感染症対策について、今日は質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、1の①でございますけれども、新型コロナウイルス感染症が全世界に流行し、国内でも全国的に拡大しました。4月7日には緊急事態宣言が発令され、さらに延長もされたところであります。県からは、感染拡大防止に向けて、遊興施設や大型商業施設等に休業要請が出されました。また、発令前には全国の小中学校に総理大臣から一斉休校要請がされるなど、これまで経験したことのない異常な事態となっております。

現在、青森県は5月14日に緊急事態宣言が解除されているものの、全国的には、5月25日に全都道府県の緊急事態宣言の解除となりましたが、福岡県においては第2波の感染が確認されており、新型コロナウイルス感染症はいまだに終息しておりません。幸いにも、当村では感染者が出ていませんが、これまで村ではどのような対策をしたのかお伺いをします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

3月2日に新型コロナウイルス感染症に対する各種情報の共有化を図るため、対策連絡会議を設置いたしました。

3月23日、県内初の感染者発生を受け、同月27日、蓬田村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。

4月4日、青森市内での感染者発生を受けて、第1回の対策本部会議を開催しました。

17日開催の第2回目の対策会議では、青森県の対処方針を基に、外出自粛要請の村内放送、それからよもぎ温泉の休業、当初は4月28日から5月12日まででしたけれども、後に4月12日から5月12日までと前倒しで変更しております。等の措置、それから教育委員会関係では、小中学校の通常登校等を決定いたしました。

その後、21日開催した議員例月集会では、新型コロナウイルス感染症対策経費としての予算専決の件について説明をいたしております。

この間、例えば使い捨てマスク、消毒用アルコールの購入と、それから村内にある老人福祉施設等へ必要数の無償配布を実施しております。また、入手困難になった一般用マスクの代用品として、蓬田紳装のほうに布マスクの作成を発注いたしまして、村民1人当たり3枚を無償配付を計画をし、4月末日から順次、小学校、中学校、それから保育園、その後、その他一般村民向けに配付を実施し、5月末から6月の初めにかけて、たしか完了しております。

5月12日の第3回会議においては、国で創設されている新型コロナウイルス地方創生臨時交付金の事業の申請に向けた検討を実施しております、その中の経済対策として、飲食店等を対象に10万円を事業継続支援金として現在支給中であります。

また、国の特別定額給付金1人10万円ですけれども、5月27日を第1回目として現在、申請と支給を実施しております。

以上であります。

○1番（小鹿重一君） ありがとうございます。

様々対応はされてきたようでございますけれども、1つだけお伺いしたいなと思っていましたのは、マスクについてでありますけれども、今後心配される第2波、第3波の感染あるいは花粉症、インフルエンザ等には使用できますので、よいと思うわけでございますけれども、マスクが手に入らなくなったときに、蓬田紳装という縫製工場があるのに、なぜマスクを生産しないかという声が非常に多くあり、私どもにも届いたわけがあります。

紳装の経営もいろいろ大変だということは聞いておりますし、また本来の業務があったにせよ、取組が遅かったのではないかなという思いもしているわけですが、紳装の社長である村長の見解をお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この布マスクにつきましては、私、社長自身は3月の中ぐらいか

ら蓬田紳装に話をしていました。ここに取締役をやっている議員もごさいますけれども、3月の26日の取締役会において、布マスクを作ったらどうかということを提案しております。提案はいたしましたけれども、今小鹿議員がお話しになったとおり、業務がもう詰まっているということは、3月末までに納めなければ、納品しなければならない製品がもう入ってしまっているということで、なかなか着手できないということがございました。

4月の6日の日に、一応仕事が段取りついたので、マスク製作にかかりますということで、会社の中でお話をしたのでございますが、私から申し上げたのは、一般の方が作る手作りのマスクと、企業が作るマスクは違いますよと。衛生管理あるいはそういった製品管理、品質、それらのものを全てをクリアしなければ、PL法、いわゆる製造法に基づいて罰則、損害賠償あるいは例えばかぶれたとか、そういったことがあれば損害賠償を求められることもありますよと。きちんとその辺を調べてやりましょうよということになりました。

それで、それを受けまして蓬田紳装のほうで、それではどういうふうにして作っているかということで、青森市内の工場で行っているところがあるので視察に行きまして、それでその視察に行った工場の技術を持って帰って検討をして作ってみました。

ところが、4月の20日前後だったと思いますけれども、その頃に要するに生地が手に入らない。それから、耳ひもが手に入らないというような事態がありまして、とりあえずは洋服生地の中で使えるものを使おうということで作らせたのであります。作って、一応試作品として使ってみましたが、やはり洋服生地等については顔料が入って染物がなされているそうでございまして、かぶれる危険性があるということで、一旦中止してしまいました。

その後、取引のある会社にいろいろ打診いたしまして、ワイシャツ生地でございますとか、様々な生地を用意させまして、その上で取りかかったのが4月の後半だったと私はこう思っています。

簡単に今、マスクを作ればいいというのであれば、私たちの例えば身内の者が作ったマスクでも何でもできるのでございますけれども、やはり工場が作るマスクというのは、それなりに販売はしなくても、やはりきちんとした物を作らなきゃいけないということで時間がかかったと、こう思っております。

せつかく縫製工場があるので、縫えばすぐできるんじゃないかということも考えられ

るのでありますけれども、そういった点で時間が少しロスしたということでございます。
ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 背景はよく分かりました。ただ、村民の安心・安全のためにやろうということに対して、その時期を失するといえますか、そういうようなときになれば、非常に一生懸命やったにもかかわらず、ありがたみが薄れるというようなこともあるわけですので、これに限らずできるだけ早め早目に事業には、事業といえますか、仕事のほうには取組をしていただきたいと要望いたしたいと思っております。

次に、②番に行きますけれども、蓬田村観光協会では、新型コロナウイルス対策感染拡大防止のために、玉松海水浴場開き安全祈願祭、玉松海水浴場の運営、玉松海まつりの全ての中止を決定したところでございます。そこで、マルシェの運営にも関係すると思っておりますけれども、玉松海水浴場と附帯している駐車場について、これから夏休みが到来するわけですが、どのように管理していくつもりなのかお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

駐車場に関しては現状どおりといたします。マルシェも営業していますので、駐車場を閉鎖する予定はございません。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 村の考え方でございますので、それ以上私は何も申し上げませんが、ただ、ねぶた祭りの中止というようなことは、要するに県外からの、県外他管内からの人が来るのを避けるということ、イコールコロナの対策だということのためにやっていることだと思いますので、ある程度終息に近づいているのかなということもありますけれども、そこら辺を私は考えましたので、どうするのかなということを知りたいわけでございます。

今、もうちょっとコロナが盛んにうるさかったときに、私のところに電話がありまして、非常に玉松に人が来ていると。それで、バーベキューもやっているし、テントも張られていると。ナンバーを見ると、青森ナンバーだけでなく他県のナンバーの車も来たりしていますよというようなことで、村の人でも一生懸命自粛しているのに、それでいい

のですかというふうな電話もあったこともありました。そういうこともありましたので申し上げましたけれども、そこら辺のことは気を抜かずに感染症が蔓延するというようなことがないように気を引き締めて対応していただきたいなというふうに思います。

次に、③番でございますけれども、学校の関係でございますけれども、総理大臣の全国一斉休校要請、それから新学期の休校措置があつて、このことにより現場では様々な混乱が生じたものと思っています。この休校の影響によって、学習の遅れが生じているということの新聞報道もあつたりしているわけですが、その対応策をお伺いします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） お答えします。

本村での休校措置は、3月4日から3月18日の11日間、4月22日から5月6日までの7日間、合計18日の3週間弱です。青森市と比べても大分短いため、中学校においては学習の遅れはないとのこと、小学校においては一部の学年に学習の遅れが出ているものの、行事の見直しや縮小などで1学期中に取り戻せるということでもあります。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） それほど心配しなくてもいいような状況だという課長の答弁でありますので、安心はしていますけれども、もう一つ、ちょっと通告していないのですけれども、これから夏場になって、恐らく体育の授業以外はマスクをつけた体制だと思いますけれども、その熱中症対策といたしますか、そこら辺何かありましたらお願いします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 現在、確かに通常の授業ではマスクを児童生徒つけて行っております。夏場の対策ということで、今後、やはり学校のほうは3密体制をちゃんとしっかり取って、教室、授業中は窓を開けるなどして対策をしております。それに伴って、換気をよくするために扇風機とかを今後、準備するよう計画していきたいと思っております。

以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今までせっかく皆さん、気を引き締めてやってきたことによって、1人も感染者が出ていませんので、これからも引き続きみんなで努力して、感染者を1人も出さないように我々も頑張りますので、ひとつ行政のほうでもよろしくお願ひした

いと思います。

以上で終わります。

○議長（木村 修君） これで、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 5番 森 弘美議員

○議長（木村 修君） 日程第2、5番森 弘美君の質問を許します。

○5番（森 弘美君） おはようございます。

今日は2点について質問させていただきます。

まず、1つ目、不法投棄防止のための監視カメラの設置についてということでありま
す。

先日、阿弥陀川自治会の住民からごみが不法投棄されていると連絡があり、その現場
に外ヶ浜警察署に連絡をするとともに、4月の下旬でしたか、確認しました。主なごみ
は塩ビ管の切れ端と雑木など、また小さな電子レンジ、また電気のポットというのです
か、1台ぐらいずつ捨てられていました。ここはよく大倉岳まで行く舗装道路からちょ
っと入ったところなのですけれども、ここは数年前にも何回か不法投棄されています。

村内各地あちこちあるかと思えますけれども、不法投棄されている場所が。その場所
について、村としては監視カメラないしまたは防犯カメラ、物が動くと録画される、そ
ういうカメラを設置できないかということ伺います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 議員質問された現場については、阿弥陀川自治会長より
5月15日に連絡がありました。それを受けて当日、村担当者が現場を確認しております。
その後、5月18日に県東青地域県民局環境管理部に状況報告し、22日に県と村職員とで
再度現場確認をしております。それを受け、県の指導内容等を自治会長へも伝えている
ところです。

議員質問の監視カメラの設置についてですが、県より次年度へ向けた不法投棄監視シ
ステム機器設置についてとして村への要望照会があり、直近では平成30年5月から6月
の2か月間、中沢地区への設置実績がございます。

県の考え方としては、所有している防犯カメラの台数が1台しかなく、7町村で日程
調整し貸出しをしているため、希望時期に沿えない可能性があるが、今回の事案につい
ては設置が十分考えられる。ただし、令和2年度は予定が詰まっているため、令和3年

度の要望に対し調整することとなるということです。

このような状況の中で、村としても関係機関と前向きな協議を進め、今後も防止対策を取っていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 県でも貸出しも目いっぱいということで足りなくなるということです。令和3年度、来年度になれば、阿弥陀川地区にどうにかできるかもしれないということですので、村として早急にそういう不法投棄のある場所、県と協力しながら早めにカメラを設置してもらいたいと思います。

それで、2つ目に入りますけれども、2点目、阿弥陀川幹線道路3-1-1号線について。この道路は、大倉岳の登山道に通じる阿弥陀川地区の幹線道路でございます。近年は木材運搬トラック、これらが一番目につきますね、大型ダンプカーよりは。そこで、農作業をしている農家の人たちも、スピードを出し過ぎる、農作業をしていると、田植えなんかだと夢中になって、次々こう、仕事も行き詰まるというのかな、忙しくなって、道路を走ってくる車にはっとして怖いということです。

そこで、この道路に速度制限、また積載制限、農耕者優先の道路標識を設置できないかということをお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 道路の速度制限、積載制限、農耕者優先の標識設置については、警察に相談したいと思います。村としては注意看板の設置について検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 今、警察と相談しながら、看板設置に向けて動くということでありましたけれども、ここの道路には昔というか、前なのだけれども、30キロの最高速度制限標識がありました。また、ライスセンターを過ぎて西側に向かっていくと、Y字路のところに、あれは村か村でなかったのか、看板もできない、立て看板もあったのですけれども、そこには山火事防止何とかといろいろこう、書いてあったかと思います。

農耕者優先ということでもありますけれども、最高速度も30キロで何とか標示できないか、再度伺います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 村としては、30キロ以下で例えば走行してくださいという注意看板とか、設置に向けて検討していきたいと思います。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 分かりました。では、前は30キロ制限の看板があったものだから、またあの30キロでぜひお願いいたします。

それで、②の村道4-3-15号線との境の十字路改良について伺います。小学校から大倉岳へ向かう3-1-1と4-3-15号線の境の十字路には、大型車両が曲がるために鉄板が敷かれています。鉄板は田んぼの畦畔まで走っています。畦畔に鉄板をかけるより、あそこに集水ます、または自由勾配側溝を入れたら、路肩も下がらないし、田んぼにも、畦畔にも鉄板はかけなくてもいいかと思えます。

また、その内側にも、内側からその右側にも、南側にも、集水ます、または入れてグレーチングをやったら、あそこは鉄板なしでも曲がれるかと思えます。ぜひそういうことはできないか伺います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 議員言われたのも1つの方法であります。また、そのほかにどのような方法がよいか調査して、また土地改良とも協議して検討していきたいと思えます。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 土地改良区なり村なりで独自に検討してもらいたいと思えます。

これから阿弥陀川自治会所有の分収林、これが20ヘクタール。今年の阿弥陀川自治会の総会で売払いも自治会会長を先頭に役員に任せるということで、売払いのあれも許可も住民からもらっています。20ヘクタールの山林、これを伐採してトラックで運ぶようになれば、またまた道路が傷みます。鉄板を敷くよりは、早め早めに自由勾配側溝なり、ますを入れて十分に住民の安心のため、早めにやってもらえないですか。伺います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） その時期、早目というのもありますし、できるだけそういうふうにして検討していきたいと思えます。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 何とか、その早め早めで行動をお願いして、私の質問を終わります。

す。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、5番森 弘美君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（木村 修君） 日程第3、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎でございます。

今日は大きく分けて2つのことをお聞きいたします。

まず、最初に行政無線の戸別受信機予約状況についてお聞きします。

4月8日の村内回覧板により、全世帯へ戸別受信機の設置希望意向調査を実施されましたが、調査状況はどのような結果になったのかお答えください。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 4月8日付で調査票を毎戸回覧しております。その後、各地域の消防団員の皆さんにご協力をいただいて回答を回収いたしました。

その後、5月1日付で1回目の未回答世帯と、希望なしと回答いただいた世帯に、再度はがきで追加調査を5月15日期限として行っております。

その結果、対象戸数969世帯中、設置を希望する世帯が550で56.8%、設置を希望しない世帯が278で28.7%、未回答が141で14.5%となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの答弁ですと、はがきですか、をもって5月の19日に再度意向を調査しているという答弁でございました。それで、最後の意向として、あと注文は受け付けないのか、まずそれをお答えください。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 2回目の調査が5月15日が期限となっております。それと、その2回をやったので、その後受けないのかということでもありますけれども、あくまでも意向調査をしたということで、その数を基準に今の事業、戸別受信機の整備事業を実施しないとスケジュール的に間に合いませんので、今、来月になると一応その設置を希望する550に施設が何か所かありますので、予備を入れて600世帯として600件の分で計画は進めたいと思っております。

ただ、その希望しない方々をどうするかということですが、まだ今年度のあれ

であれば、追加も変更も可能でありますので、その後の希望にできるだけ沿うような形で事業を進めたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 村民の中には、今回申し込まず、例えば半年後、1年後にどうしてもつけたいというときは、有料になるのではないかとということがささやかれていますけれども、その辺の対応はどのようになっておりますか。お答えください。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 年度内であれば、できるだけ無償貸与という形で進めたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 分かりました。

それでは、戸別受信機の②の質問に移ります。今回の意向調査に添付した資料では、戸別受信機の必要性和利便性が村民に十分伝わっていないように感じました。また、村民からもそのような意見が結構聞かれたような感じがします。もう少し住民に利便性を理解してもらえるような説明が必要かと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 村民に利便性が分からないのではないかとことでありますけれども、先ほどの意向調査の段階の要らないという、設置を希望しないという世帯の中の意見がありますので、少し参考までにお知らせしておきます。

設置を希望しないというその278件の理由としては、現状の屋外子局で十分聞こえているという理由が一番多くて約58%。そのほかとしては、必要性を感じないとか、施設入所や長期入院で不在のため必要がないということが言われております。

それと、今のその戸別受信機の利便性の関係ですが、1回目の回覧では意向調査、それから2回目の未回答のはがきの調査、両方とも戸別受信機についてはなるべく分かりやすいような形での資料も同封をしているつもりであります。

それから、よもぎた広報6月号の中のページの中にも、カラーでなくてA4、1ページ、丸々1ページを特集してもらいまして、戸別受信機の必要性については記事も掲載しております。内容等についてもできるだけかみ砕いた形で記載しておりますので、な

るべくご理解いただけるような感じにはしているつもりであります。

それでも分からないということであれば、質問・相談等については随時役場のほうで受付しておりますので、今後も機会があれば情報提供はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） では、③の質問に移ります。

設置希望を募る1つの方法だと思いますが、全世帯の設置を進めることはできないか。以前にも議会の中で一度質問したことがありまして、それはなかなか難しいのではないかという答えをいただいておりますが、なぜ今ここで再度それを言ったかといいますと、従来の防災無線は物すごく聞こえづらいということで、爆音に近いほどの音量を上げております。その施設の近隣の方にとすると、スイッチが入っただけで、電源のスイッチが入っただけでもう分かる状態の音量の高さだと。それがまた放送を始めると、もう爆音に近くて、近くのスピーカーと共鳴し合って山びこになって、余計聞こえづらいと。

そういった意味で物すごい音量を、戸別受信機をつけることによって、外の受信機、従来のスピーカーの音量を多少下げて、戸別受信機のほうではっきり聞こえて確認できると、そういったよさもあるとは思うわけです。そういったことを住民にも広く伝えて、何とかこの初回の戸別受信機の設置に多くの注文があればいいなと思うわけでありまして。

そこで、6月にたしか行政懇談会を今後予定していると思っておりますが、その各自治会長にそういったよさをまた、再度アピールするということは難しいでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 戸別受信機をなぜ進めるかということが、まずそもそもの話だと思うのですが、戸別受信機はあくまでも外の屋外子局のトラブルがあったときに、うちの中で聞けるような形で整備をするということが多分考えられると思うので、その必要性はそのやはり家主さんの考え方が主なものでありまして、役場側では、役場の施設であれば役場が強制的につけることも可能ですけれども、やはり個人の住宅になると、それはやはり家主さんの考え方1つだと思いますので、役場でつけてくださいと意向調査を2回していますけれども、やはり要らないものは要らないという形で、つけなくてもいいという意見も出ておりますので、それは強制的にはつけられないと。それはやはり変わらないと思います。

あと、先ほども言いましたけれども、何かの機会があるときには、なるべくそういう

いいものだということはお知らせしますが、やはりその屋外子局の下の近くの方は、大変その音量が高いということで何年も、つけた当初からそういう苦情が来ておりますけれども、どうしてもその電柱にそのスピーカーをつけて広い範囲に音を出すということの、やはり原理上、どうしてもそこは音量を下げる、多少下げてもやはり外のスピーカーから音が入るとことは致し方ないということが現状ですので、ただ、それも全部子局受信機をつけたから、屋外子局は廃止できるかといえば、そういうことにもならないので、やはり屋外の子局も必ず外に出ているときに聞こえるものですので、それはやはり必要だということで何とぞご理解をいただきたいと思います。

また、行政懇談会等の宣伝等、宣伝というか説明等には、資料でも提供できますので、その機会は使いたいと思います。

以上であります。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 大体今の回答で分かりました。とにかくこの戸別受信機に至っては、住民にいろいろな情報を伝達するという上で、大変便利で機能的なものでありますので、今後とも設置工事期間が終わるまで、つけていただけませんかというような努力を惜しまず行っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。2つ目の質問といたしましては、新型コロナウイルスに対しての質問でございます。

皆さんもご存じのとおり、1月中旬頃に日本にもコロナウイルスが、感染者が認められ、豪華客船ダイヤモンドプリンセスをはじめ、大阪のライブハウス、神戸のこども園でのクラスター、それから北海道に至ってはかなりの数の感染者を出したわけでありませう。幸い、青森県に至っては少ない数ではありますが、三沢、弘前、それから十和田の老人ホームなどでもクラスターが確認された次第でございます。

しかしながら、このコロナウイルスが確認されてから、各地でマスク、消毒薬の品不足となり、村民もかなり不自由されておりました。そんな中、蓬田紳装で急遽マスクを製造し、村民に配付し大変喜ばれております。

コロナウイルスの第1感染の封じ込めに大体こぎつけたわけですが、今後また北九州、東京など首都圏で第2波の感染が懸念されて、十分に注視していかなければならないと思います。第1波を封じ込め、緊急事態宣言を解除し、また村内で感染者が出ていない今だからこそ、第2波へのコロナウイルスへの対策を充実させ準備し強化しなければな

らないと思います。その準備としてマスク、消毒薬等の村の備蓄品の状況を教えていただけますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） マスク、それから消毒用アルコール等、確かに入手困難な時期はありました。今現在では、在庫を持てるようにはなっております。

役場としての在庫の分ですけれども、不織布のマスクの在庫は1万1,300枚、それから消毒用のアルコールが約40リットル、それから寄贈されたものですが、医療用にも使えるような不織布の医療用のマスクが3,300枚、それから消毒用の強アルカリイオン水というものがありますけれども、それも寄贈されたものですが、それが約180リットル。それから、フェイスシールド、顔の前につけるシールドですけれども、それが100枚。現在、消耗品的なものの部分でいくと、備蓄用品は以上のとおりです。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの答弁によりますと、まずマスクが1万3,000枚、それからその医療用とかそういったものに回すのが3,300枚ですか、そのぐらいの備蓄はマスクに至ってはありますよ。ただ、使い捨てマスクにいたしますと、例えば1,300枚の、計算しやすく1,500枚ぐらいのマスクの備蓄があったといたしましても、村民1人当たりに約5枚ぐらいでしょうか、ぐらいの配付になると思うわけではありますが、使い捨てマスク、文字どおり使い捨てマスクなので、うまく消毒薬に浸して洗えば何度か使えるとかそういう話もありますが、5枚であると、この今回のウイルスみたいな長期にわたると、当然間に合うものではないと。したがって、今この入手が少し緩くなった状態でもう少し、できるのであれば枚数を増やした数を備蓄する必要があるのではないかと思います。

また、マスクに至っては、コロナウイルスとかこういったものだけじゃなく、様々な災害でマスクは使われると思います。ですから、余分なマスクの保有というのは不可欠だと思います。

それから、消毒薬に至っては、ほとんどがアルコール消毒というのが一般的で我々も使ってまいりました。成分がエタノールになります。これは私もいろいろ自分でも入手するのに困難でありまして、いろいろ調べて購入して使ったわけではありますが、日本ではこのエタノール自体の生成は行っていないと。ほとんどが輸入に頼っているという状況らしいです。結局それもありまして、入手困難な状況が続くというような状態になっ

たようであります。

その中でも、消毒薬にもいろいろな消毒薬がありまして、皆さん耳にしたこともあると思いますが、次亜塩素酸の消毒薬であります。これは日本で生成されていまして、比較的手に入りやすいという消毒薬になっております。ただ、入手しやすくても、ここにもやはり欠点もありまして、消毒用アルコールから見ると、すごく開封してからの使用期間が短いと。もう十日ほどで効力が低下していくというような状況にあるそうです。

また、いい点としては、次亜塩素酸の場合は殺菌能力が優れていると。99.9%ぐらいまで殺菌できますよと。そういったいい点もあります。

また、アルコール消毒は入手困難なのですけれども、エタノール自体の原液で開封しないで瓶のまま紫外線を避けて保管すれば4年ほどもつ、また利点もあります。

そういったものを全て加味しまして、これからの村の非常時の備蓄品として準備していただきたいと思います。手元に1枚物のいろいろな消毒薬の性能、また効能を印刷したものを添付しましたので、こういったものを参考にして、これからの備蓄品を整えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、②番、今後、コロナ感染の第2波が懸念されますが、第2波に備え、どのような村では危機管理対策を準備しているのか、お答え願えますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 新型コロナウイルス感染症対策本部もつくっておりますので、その中での話の中でということになります。各施設の使用制限等の判断、それから各種行事の開催についての可否等についての一定のガイドラインの設定、それと3密、密閉・密集・密着、これらを回避するための環境整備等について、適宜その対策検討会議等を開催し、調整をしながら対応するようにと今のところは考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今回のこのコロナの騒動の中で、蓬田村においても、もしやコロナに感染したのではなかろうかといううわさが流れまして、非常に緊迫した時期があったように思います。そのときに住民の方から、その感染したかもしれない方と非常に密接に過ごしていたという、私のうちでは自分の子供を、密接に接していましたので自分の家の中の子供の部屋に隔離しましたと言う方までおりました。

結局、なぜそこまでいったかという、村のほうでもそういう、まだ感染したという

わけではありませんけれども、そういう場合はどういうふうに対応してくださいとか、そういう指針を示していなかったと。要するに部屋に監禁するまでもなく、家の中で外に出ないようにするぐらいでいいのではなかろうとか、いろんな憶測が回ったわけです。

そういった意味でも、私は大体のガイドラインを村でつくって村民に示すということは大事だと思います。例えば私も風邪気になったけれども、いつもの風邪とは違います。だから、もしかしたらコロナの疑いがあるかもしれないけれども、受診したいと思っても、直接村の中の診療所に行ってもいいものか。また、役場のどこかの機関に連絡して伺いを取ったらいいものか。また、県の保健所に直接連絡したらいいものか。住民はその辺ですごく悩んでいます。そういった、何ていうのですか、常識ではないのでしょうかけれども、簡単なマニュアルがないと、やはりいざというときに村民は行動を悩むということになりますので、もしできたら村のほうでのその対処マニュアルを示す必要があるかと思いますが、無理でしょうか。お答え願います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 新型コロナウイルス感染症に関する青森県の対処方針ということで、連日新聞、それからニュース等では流れているはずで、通常であれば、そういう知識的な形のもの、発熱した場合、37.5度以上あれば、その専門の窓口のほうに連絡してくださいとかということでは、一応情報提供はなされてはいますので、村がその部分のPRをしたほうがよいのではないかと、多分そういうことになるとは思いますが、基本的にはまずそこがメインでありまして、市町村が今の新型コロナウイルス対策に、まずかかった場合でもほとんどやることがないです。これは全部その県の保健所のほうで仕切りが始まりますので、村の担当が動くとかそういう形にはなりませんので、村としてはまずとにかく保健所なり発熱外来なりに連絡してくださいという、そういう助言しかできないと思いますので、そういうのが分かるような簡単なものであれば、広報とか回覧とかでも回せると思いますので、そういう形のPRする方法としては可能だと思います。

今の場合のその疑いがある場合でも、なってしまった場合でもですけれども、検査自体も全て、例えば青森保健所のほうで全部管理をするということになっておりますので、例えばそれで発生が分かった場合は、県側で消毒作業とかにも来る予定ですし、そのときに人員が足りなければ市町村の職員等が駆り出されると。一種の鳥インフルエンザの

ときと同じような対策になるということは確認をしておりますので、PRするのはできますので、何かあったらその発熱外来なりに、こここのところに電話してくださいとかという、その紙的なものは出せると思いますので、そこら辺はちょっと検討して出したいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 確かに今総務課長の答弁のとおり、役場自体ではそのコロナウイルスに対しての処置はできない。それはよく分かります。ただ、村民に至っては、そういう非常時のときはとにかく役場というような考え方の方が多いです。現に、村民の方にじゃあ青森保健所に電話してくださいと言っても、ほとんどの方は電話番号すら知らない状況であると。ですから、私は役場の中に、そのコロナの場合、疑いとか、コロナのその心配がある方は、とにかく役場のこの電話に電話してくださいと。そうすれば役場のほうから、その保健所なりの電話を教えるとかそういった方向で努力していただきたいと思います。

それで、今回のこの騒動の中に、住民の方から、役場はこの自粛期間の中でも役場の職員は全員出勤しているようだ。もし役場の中で感染者が出た場合とか、役場の機能を全て失っちゃうのではなかろうかと、閉鎖になった場合。だから、こういう非常時の自粛要請とかになった場合は、役場でも例えば8割の出勤、それから何割の出勤とか、制限をつけた出勤を想定しなければならないのではないかという意見がありました。その辺についてどう思われますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 確かにクラスター発生をすると、その施設全体が駄目になるということで、かなり危険性はあるとは思いますが。ただ、やはりこの小さい役場ですので、この中で例えば2割の人に休みを順次与えて仕事の部分で人を少なくすることとかということをして、ちょっとそこら辺の対応になると、ちょっと難しいかなというところがありますので、職員にはとにかく他県には歩かない、それからやんごとなき理由で出た場合は、自主的に1週間なり自宅で待機をしてくださいとか、それからマスクも配付もしておりますし、入り口にはアルコールも置いております。それから、カウンターにも対面的にお客さんと接するところにはアクリル板でシールドも作っておりますので、適宜窓も開けて換気もしているということで、なるべくかからないような対策を講じな

がら業務はやっております。

ただ、今このいろいろ業務が重なっている時期に半分休ませてとかという、ちょっとそこら辺の対応をできるかという、ちょっとそこら辺は難しいので、なるべく自主的に自己管理をして感染症にかからないような対策をしてもらいながら、体調が悪い場合は休んでもらうということで、何とか対応しようと考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 十二分におのおの気をつけて対処をしていかなければならないという答弁でありましたが、これからも対策会議の中で、幾ら気をつけてもかからないという保障はどこにもありません。また、かかってから、じゃあどうしましょうでは対応が全然間に合いません。何回も言うようになりますけれども、その対策会議の中で、役場の機能を止めないような方法はどういうものがあるかということ、これからも十二分に話し合って対応していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 2番 川崎憲二議員

○議長（木村 修君） 日程第4、2番川崎憲二君の質問を許します。川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） おはようございます。2番の川崎です。

私からは、今回2点の質問ということでさせていただきます。

まず、1点ですが、先ほど来、コロナの話が出ております。私もそのコロナ関係ということなのですけれども、世界情勢も皆さんご存じのとおり、大変なことになっています。日本経済も大打撃ということで、ネットからの抜粋ですけれども、今朝の新聞にも載っていました。コロナウイルス関係で倒産が200件を超えているという状況です。個人事業の廃業等を合わせると2万件ぐらいになるのかなという予想も出ております。このような中で、青森県内でも国際ホテル、また新八温泉なども倒産ということで、またアパレル関係では大手のレナウンということも経営破綻しました。

このような状況の中で、当村にも縫製会社の蓬田紳装という村では大手というか、大きい企業があります。話によると、仕事減少ということで金曜日も休みになっているという状況だと思いますけれども、今回のこのコロナ禍で、紳装の損失、今始まったばかり

りで分からないと思いますけれども、大体どれくらいの損失が出るか、分かる範囲でいいので答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 第三セクターにつきましては、私が非常勤ではございますけれども、社長という立場に立ってございます。常に私が実務を携わっているというわけではございませんけれども、とりあえずは経営に関しては私が関与しているということから、この件に関しましては私から説明をさせていただきたいと思います。

まず、冒頭申し上げましたけれども、新型コロナウイルスによりまして大変飲食店あるいはその他の事業者も影響を被っているということで、各事業者並びに村民各位に対しては、まずはお見舞いを申し上げたいと思います。

しかし、第2波、第3波ということも予測されてございますので、今後も感染の危険が続くということも予想しております。したがって、感染予防ということを引き続きお願いを申し上げるということでございます。

感染予防といいましても、一人一人がやはりかからないようにすること、これが一番の基本でございますので、何とぞ今政府が今言っています「新しい日常」あるいは「新しい生活様式」というものに慣れていただく、いわゆる簡単に言うと3密を起こさないとか、ソーシャルディスタンスですか、2メートル以上離れて行動するとか、そういったものをよく、早く身につけていただいて、何とか日常生活、経済生活を取り戻していただきたいと、こう思っております。

村としても、総務課長の答弁の中にもありましたけれども、一生懸命それらに取り組むようにしてまいりたいと思っております。冒頭申し上げさせていただきます。

さて、ご質問にあります損失ということでございますけれども、私が聞き取りしている範囲では、次のとおりだと思っております。

まず、蓬田紳装について申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大ということで、この影響は今年の3月の後半から出始めました。しかし、令和2年3月の月次、月ごとの決算の状況では、御幸毛織株式会社、受注先でございますけれども、特別なご高配もございまして黒字決算ということで落ち着きました。しかしながら、非常事態宣言が出されました令和2年4月以降は受注数が激減しております。4月と5月の合計売上額は、前年対比でマイナスの約60%、金額で昨年と比べまして約6,700万円の減収になる、売上げが下がる見込みであります。

実際の、まだ確定はしておりませんが、4月の単月で申し上げますと、4月は計画受注数の71%、結局29%が計画したよりも下がっております。月次決算見込みでは1,770万円の赤字となる見込みです。さらに、5月は計画受注数では28%しかありません。計画の28%、したがって72%が減額となります。この結果、月次で2,680万円の赤字となる見込みでございます。4月、5月の合わせて4,450万円の赤字となるというふうに考えてございます。

それから、よもぎたアシスト株式会社に関しましてですが、よもぎ温泉、物産館マルシェ、野球場というふうに3部門指定管理委託を受けていますので、各部門ごとに説明をさせていただきます。

まず、よもぎ温泉の損失についてです。4月3日に青森市内に初確認した、4月4日以降、大広間、そして休憩室の貸出し、それからサウナの使用、これらを全部中止しました。4月4日からです。さらに、非常事態宣言が出たということで、4月の22日から5月の12日まで、営業日に換算しますと19日間でございますけれども、休業をしております。非常事態宣言の解除をされました27日以降、5月の28日からは、感染症予防対策マニュアルをつくりまして、それらに対して通常営業をしています。

これらの結果、4月、5月の収入見込みの合計、対前年比ではマイナスの140万2,000円、パーセントにしますと22.8%の減額となる見込みであります。また、費用面では休業による給与費あるいは燃料費、電気料等が減額となりますけれども、費用面では昨年とほぼ同額、これは電気料とか油代の単価がございまして、これが460万円となる見込みでありまして、営業損益には対前年比で146万7,000円の減益、マイナス52%の減益になる、温泉でですね、ということで予想しています。ただ、単月では指定管理委託料のことが安定した収入になっていきますので、黒字となる見込みでございます。

次、物産館マルシェの損失についてであります。物産館マルシェは食料品の供給という、村民に対する生活維持のために必要という観点から、感染予防対策を講じて営業を続けました。4月、5月の販売収入の見込みは、対前年比で112万4,000円の減少。率にしますと35%の減収ということになりました。これはあくまでも見込みでございます。しかし、経費節減ということでいろいろ工面しました結果、営業損益では対前年比41万8,000円の減益、マイナス25%の減益になることが予想されますけれども、単月の決算では黒字になると、かろうじてですね、とんとんぐらいというふうに予想しています。

それから、野球場につきましては、4月1日に開きましたけれども、数日間貸出しは

しましたが、4月16日の緊急事態宣言後、5月31日まで利用を中止しています。6月1日からは野球場を使っています。費用に関しましては、人件費のみのパート賃金ということで、使用しない間はパートも使いませんでしたので、損失はほとんど発生していない、こういう状況でありました。

以上、報告いたします。答弁いたします。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） ありがとうございます。いずれにしても、このコロナ禍において大打撃という感じですが、この減少なり減収なりに関して、国からは補填、補償、補助金なり助成金なりはあるものですか。それこそその紳装とか休業で休んだ場合は、これの調整額、助成金等は来ると思いますが、そのほかにでも、紳装なりアシストなりに国からの助成はあるものですか。その辺をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） ご質問では、その補償額ということで質問がありました。

今朝、東奥日報のほうにも補償額について載ってございましたけれども、補償という言葉が、なかなか国で補償するという言葉は、損失補償という言葉は使えない。と申しますのは、憲法上の制約あるいは営業の自由とか、様々そういったことから損失補償をするというふうになっていない。特措法の中でもそういうふうになっていないということで、国では2つの局面ということを考えて、6月1日の東奥日報でございますけれども、暮らしとビジネスですか、の2つの面に分けて17ぐらいの制度を出しています。それは国でやっている、それ以上のものがまだあるわけですね。例えば資金を融資するとか、様々な制度をいっぱいつくっているのですけれども、東奥日報さんに載ったのは17であります。

それを見ますと、やはりその2つの段階、1つはやはり暮らしを守る、感染予防対策、終息に向けてやる対策、生活を守るという立場から。もう一つは感染が収まってから事業をV字回復するという言葉ですけれども、V字回復するかどうかは別としましても、それを目指すという立場から、その対策費用をやっています。それは名称が支援金でありますとか給付金でありますとか、そういった名前が出ております。

余計なことを申し上げたかもしれませんが、今、株式会社蓬田紳装とアシストで考えておりますのは、これら17の支援金のうち、まず1つは、蓬田紳装の場合はこれを調整助成金、これを使いたい。今も休んだりやったりしています。およそ2,375万

円です。それから、持続化給付金、これは収入が減った、あるいはそういったものに対して政府が支援するというので、これは200万円が上限ということで、蓬田紳装では合わせて2,575万円の支援を受けると、申請をするというふうにしています。よもぎたアシスト株式会社では、これは調整助成金はおよそ20万6,000円ぐらいでしょう。現在の状況ではそういうことです。持続化給付金につきましても200万円を請求します。ということで、220万6,000円の支援を受けたいということでもあります。

以上のとおり申請はいたしますけれども、ヒアリング等があると思いますので、申請どおり給付されるかどうかは、ここでは答えることができませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） なかなか国からの支援というのも、雇用のその調整助成金等は多分大丈夫かと思えますけれども、ほかの支援金なりはなかなか難しいかなという状況もあります。

それで、③なのですけれども、当然、先ほど一応紳装なりアシストなりは赤字だと、今のところは赤字の方向で向かっているということですが、そういう場合、紳装なりは結構村内の人も多数働いているし、200人以上いる企業です。そういう企業が倒産ということになると、それこそ失業等も出てきますので、そういうのはぜひとも避けたいなと私個人も思っているわけです。となると、やはり第三セクターでもある紳装なりアシストには村でてこ入れをしないといけないかなという考えが私はあるのですが、村としてはそういうところを視野に入れて、補填とかも視野に入れているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 村は補填を視野に入れるかと、入れているのかということでございます。蓬田紳装とよもぎたアシスト株式会社、共に収入は減少して、かなり影響は受けております。ただ、同じ第三セクターではございますけれども、よもぎたアシスト株式会社の場合は自社独自、自分の会社独自でマーケティング、いわゆる物を作ったり、あるいは食べさせたり、そういったもの、人、それから宣伝とかそういったことが、自分たちができる。簡単に言うと、人を異動させたり、様々できるわけです、温泉とマルシェ。そういった経営形態を持っていますので、経営改善が自分たちのほうでやりやす

いというふうに考えております。

それで、アシストに関しては、やはりここ数年にわたって経営改善というのを皆さんからもご指導いただいて進めてきた経緯がございまして、いわゆるその点が生きていまして、今のところは公費投入はしない状況にあるというふうに思っております。

しかしながら、今川崎議員がご心配のとおり、株式会社蓬田紳装は同じ第三セクターでも、会社規模と、あるいは事業内容が全く違っています。アシストと全く違ってきます。自社で物を作ったけれども、それを販売するとか、あるいは宣伝するとか、様々なことが、するような経営形態にはないものですから、かなり難しいという状況であります。

内容を申し上げますけれども、社員数もおおよそ200人、これは村内の人が80人、残りの方が120人前後が近隣町村から来ているということで、一月当たりの人件費は約3,500万円でございます。人件費だけです。3,500万円かかりますので、御幸毛織からの受注がないと、ほとんど工場も賃金も払えない、資金繰りに詰まってしまうという状況にあります。当面は今まで積み上げてきた剰余金、ここ三、四年の間で積み上げてきました9,000万円、これを、社内資金を使って運営をしていきますけれども、現在の計画、一応計画をさせてみましたが、計画では5か月間、4月から始まって5か月間、約8月頃までで資金がもたなくなってしまうという状況になっています。

このために、これから皆さんにもご説明、理解するようにご説明申し上げますけれども、資金繰りのために政府が支援する、無利子・無担保の融資制度というのがあります。先ほど言いましたように、損失に対するもののほかにあります。これらを活用しまして、何とか本年12月頃まで御幸毛織からの受注動向を注視しながら耐えていきたいと、こう思っています。

この間、やはりそういうことになると、生産ラインが何ぼかあるのですが、そのラインを休ませたり、あるいは雇用、休んでくださいということで雇用を調整したりということで、耐え忍ぶ必要があると、こう思っています。

さてその補填をするかしないかの話ですけれども、蓬田紳装のみならず、新聞でご覧になったかと思っておりますけれども、縫製工場自体、継続か撤退かという選択を迫られているような状況です。今のコロナウイルスの新薬とか、あるいはワクチンですか、これらがいづできてくるのかというのに大きく左右されると思うのですけれども、恐らく12月頃まで補填しなければ、御幸毛織株式会社と協議して撤退か、あるいは事業を別な形で

進めるか、こういったことを協議しなきゃいけないというふうに思っています。

ただ、その中でやはりその雇用を維持し、あるいは地域振興を図るということを考えれば、将来が見えているというふうになれば、その継続するということが公費投入も考えるというふうになると思います。

いずれの場合も、当然議会のほうに相談をしながら協議していきたいと、こう思っていますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） なかなか厳しい状況だと思いますけれども、できるのであれば事業の継続等をしていただいて、失業者を出さないようにできればいいかなと思います。

2点目の質問に移ります。

2点目ですけれども、今年度から新しい事業、農業用の機械等導入支援事業ということについてお伺いします。早々申込み等もやりましたけれども、今現在の申込み状況、またその1,000万円という枠組みの中でどれくらいの申込みがあるのかお伺いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

4月7日から5月29日まで1次募集しましたが、19件の申請があり、補助予定額の総計は867万2,000円となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 件数は19件と、あと八百六十何ぼと、86%ぐらい来ているということですが、残りの分については2次募集の予定はあるのかもお願いいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 予算上限までまだ達しておりませんので、7月1日から8月28日の期間で2次募集をする予定です。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） なかなかこういう事業がないので、3年間続けるということなので、次年度に向けて1つ要望ということで、前回の定例会でも言いましたけれども、ほかのその機械等じゃなくても、ハウスなり、できればビニール等でも、結構棟数がある

人は何十万とか、屋根、ハウスのビニールですね、そういうのを買う人もいるので、その辺もまた助成できるようなほうに考えてもらえればなということを要望して、終わりたいと思います。

あと、コロナウイルスの早めの終息と景気回復を祈願しまして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、2番川崎憲二君の質問を終わります。

ここで暫時休息いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（木村 修君） 休息を取り消し、会議を再開します。

日程第5 一般質問 7番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第5、7番坂本 豊君の質問を許します。

○7番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

今日は、トラクターの道路走行について、まず最初に質問をいたします。

道路運送車両法の改正によって、トラクターに作業機を装着しての公道での走行ができるようになりました。作業機の幅が1.7メートルを超えますと大型特殊免許が必要になります。普通免許だけの人はそれらを運転すると無免許になるということになり、また違反点数も25点で罰金が50万円以下ということでもかなり厳しくなるわけです。2年間運転免許を取ることもできなくなります。

このことを農家の皆さんがまだ十分承知していないと思います。役場のほうからこういうことになったということを十分指導していただけないのか、また必要があるのではないかと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

村内の回覧板やホームページを通じて十分周知していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 今までトラクターは作業機をつけて公道を走行することは、本来

はできなかったのですが、それは作業機をつけて走らないと農作業ができないということで、警察も黙認していたわけです。これを取り締まってしまうと日本の農業ができなくなるわけで、作業機をトラックに積んでクレーンで下ろして作業をしないといけないということで、非常に非現実的であったわけです。これを解消するために今、今回道路運送車両法が改正され、作業機をつけてもできるようになったということなのですが、それには様々な今度、条件がつけられています。非常に厳しいわけです。ですから、このことも各農機具販売店などからはがき等で農家の皆さんにお知らせしているわけですが、なかなか農家の皆さんは理解できないかと思います。

また、インターネット上で調べてみましても、このように公道走行ガイドブックなどがあるわけです。ところが、これを読んでみましても、ほとんど理解できない、難しい。様々な条件があって無理だということに私は感じているわけです。

ましてや作業機の幅が2.5メートルを超えると、今度は特殊車両通行許可証が必要になるわけです。村道を走る場合は役場の許可を得ないと走れないということになるわけです。ただ、これに違反をするとどのくらいの罰則があるのか、私はいろいろ調べましたけれども、なかなか書いているところが見当たらないという状況にありました。

先ほど言ったように、2.5メートルを超えると、ウインカーとかそういう反射鏡とか、それから後ろ、前、作業機に赤と白のゼブラシート、28.2センチ以上のものをつけないといけないとか、いろんな制約があって、本当に大変になってしまいました。こういうことも含めて、農家の皆さんに徹底するようにしていただきたいと思います。

特に、先ほど言ったように、代かきをする場合はほとんどのトラクターにかご車輪をつけます。そうしますと、もうそれだけで2.5メートル前後になってしまって、1.7メートルを超えるわけです。それから、代かきハローといって、幅の広いものはもう2.6メートル、7メートルがざらであります。これらの場合も灯火類をつけて走らないといけないということになってしまうわけです。

その罰金は、先ほど言ったように分かりませんが、一番怖いのは、先ほど言った無免許になってしまうということなわけです。ですから、ほとんどの方が大型特殊免許を保持していれば問題ないわけですが、中には普通免許しかなくてトラクターを運転している方もいると思います。

そこで、私は②の質問であります。役場でもぜひこの大型特殊免許を取るのに8万円ほど経費がかかります。ぜひこれを助成していただけないのか、質問をいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

大型特殊免許への助成ですが、この助成が効果的なものなのか、また財政上の面などからも可能なのか、検討させていただきます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 今、蓬田村の水田農家は約120軒ほどあると思います。ほとんどが高齢化して60、70代の方もおるわけで、80代の方もおります。これらの人が大型特殊免許を取るということになると、非常におっくうなわけで、これを放置すると、先ほど言ったように、万が一警察等に捕まると大変なことになるわけです。

農機具の販売店の方の情報によりますと、既に岩手県で検挙をされているという情報があるわけです。直ちに急いで、何があるかは分かりませんので、取り返しのつかないうちにぜひ指導をして、役場でも率先して大型特殊免許を取れるように、これは農耕用限定でも構いませんので、費用が安くなるわけです。ですから、ぜひ役場で推進してやっていただけないのか、同じ質問になってしまいますので、要望といたします。

それから、③番目のトラクターでトレーラーを牽引することについても、このほどようやく法律が改正されて走行が可能になりましたけれども、これらのトラクターでトレーラーを牽引する場合においても、小型特殊トラクター、時速15キロ以下走行の、それから長さが4.7メートル、幅が1.7メートル以下、高さが2メートル以下のトラクターですと、トレーラーを牽引しても後ろ等に灯火類、つまり尾灯とかバックランプとかブレーキランプをつける必要はありませんけれども、いずれにしてもウインカーはつけないといけない。それから、反射鏡もつけないといけないということになりました。

それから、あとトラクターとトレーラーが万が一外れた場合に暴走しないように、チェーンで固定する必要もあります。これらも徹底して指導していただけないのか、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） このトレーラーに関しても、分かりやすいチラシを作りまして、村内回覧やホームページを通して周知していきたいと思います。ただ、車体の構造などの専門的な内容につきましては、当方では判断することができないので、その問い合わせ先も含めて周知していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 大型特殊トラクター、ありますね。今のトラクターはほとんど30馬力以上でスピードも15キロ以上出るトラクターが多くなっています。これらの大型特殊免許でないと乗れないトラクターでトレーラーを牽引しますと、今度はバックランプ、尾灯、それからブレーキランプ等をつけることが必要になるわけです。そういうことも含めて、あとはそのときは15キロ以上出せないとかそういう細かい決まりもあります。

ですから、私が、余談な話ですけれども、以前に蟹田方面に夜に向かっていているときに、広瀬のあたりで全く尾灯も反射鏡も何もないトレーラーがトラクターで引っ張られて夜に走っていて、危うく追突しそうになったこともあります。追突しますと、トラクターの運転手は大けがなど大変な事故になるわけで、これを徹底してやらないと、秋の収穫時期に家に帰る、ライスセンター等に来たとき帰る途中、大きな事故に遭わないように、徹底してこれらのトレーラーの牽引を、条件をクリアできるようにしてほしいと思います。

灯火類をつけるということは、また非常にお金もかかるわけで、今農機具メーカーなどにもそれらの灯火類の展示等がありますので、ぜひ先ほど言ったように、農家の皆さんに徹底していただけるようお願いをいたします。

次に、2番目の農業用機械導入支援事業についてお伺いしますが、先ほどの答弁で、この支援事業の募集状況については、119件、867万2,000円ですか、これらがあったと答弁がありました。私は50万円の助成でも、農家の皆さんにとっては非常に助かる事業でありがたいと思っております。ただ、高価な農業機械の導入では少々少ないようなイメージがあるわけです。大きな国の助成事業でも3割補助とか、農協のリース事業などでは4割補助とかあるわけで、300万、400万円の機械導入については少々物足りないような気がします。思い切って今後、3割助成などを検討していただけないのか、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

今の機械等導入支援事業も3割の補助ですが、上限を設けない補助事業は現実的ではありません。補助上限は50万円ですが、それ以上の補助を希望するのであれば、国の事業に上限300万円等の事業もありますので、そちらを利用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 農家に対する補助から支援という点においては、非常に心細いというふうには私は感じているわけです。余談ですが、アシスト株式会社には毎年3,000万円近いお金をつぎ込んでいる割には、120軒以上ある農家に対しては微々たるものにしかならないわけで、ですから趣旨は違うわけですが、農家はもう高齢化してこれ以上続けることができないという状態に追い込まれています。若い後継者を育てる意味でも、村が力を入れて農業支援するというのをぜひ示していただきたいということで、こういう質問をしているわけです。ですから、私たちももう年で、あと何年も農業を続けることはできません。

ですから、この蓬田の農家、水田を守るということも、非常に大事なことであります。ほかの地域から訳の分からない民間会社、株式会社等がどんどん今入ってくる状況にあるわけです。それらが入ってきますと、混乱もしますし、水の管理でも問題が起きかねません。ですから、地域の農業は地域の人たちが守るということで、ぜひ若い人たちに向けても支援事業を強化していただきたいと思いますので、再度答弁を求めて終わります。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 確かに補助上限50万円は少なかったかも知れませんが、ほかの地区の、他の町村の補助事業を見ても、まずいいところの額だったのです。それで、これ以外にも農地維持、農業維持のために必要な補助事業があれば、どんどんやっていきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 最後に、ぜひ次は100万円程度でよろしく願いして、質問を終わります。

○議長（木村 修君） これで、7番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第6 一般質問 3番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第6、3番久慈省悟君の質問を許します。

○3番（久慈省悟君） 皆さん、大変長時間にわたりご苦労さまでございます。

私からは1件ほど、通告どおり質問したいと思います。

1 番、新型コロナウイルスについてということで質問いたしますけれども、先ほど来から、さきの質問者が同じ内容で質問しておりますけれども、よろしく願いいたします。

世界的に猛威を振るい何万人もという驚くほどの方々が亡くなって、私たちがびっくりしておりますけれども、日本でも完全に終息しておらず、対応するワクチンもまだできておりません。

そこで、質問いたしますが、自粛生活を余儀なくされた村民の皆さんの飲食業に対して、1店舗当たり10万円の支援金を送ることに村は決定いたしましたけれども、今後の感染第2波のそういう猛威が振るった場合の対策というのですか、用意すべきことをどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 国の自粛要請等にご協力いただいております各業種の経営者の皆さんは、収入減少などで大変なことと思います。特に飲食業の業種は影響が多いと考えられることから、1店舗10万円の事業継続支援金というものを給付をいたしました。ですが、思いのほか、国の緊急事態宣言等の社会情勢からか、他の業種の皆さんにも影響が出始めているところであります。そのため、追加措置といたしましては、小売業、理美容院等にも支援金を給付するというような準備を検討中であります。

あとはどのような対策等をしてということですが、国の地方創生臨時交付金等を活用した事業計画も進めておりますので、決定次第、速やかに対応をしたいと思われまます。対策としては、青森県全域を対象にソーシャルディスタンス、社会的距離ということなど、新しい生活様式の実践、それから定着等の協力要請が発表されております。外出の際には人混みを避けるとともに、マスクを着用し、人との適切な距離を保つなど、あらゆる場面において3つの密、3密、密閉・密集・密接を避けること等を推進して、社会経済活動との両立を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 今、総務課長の答弁の中で、美容院等とか追加の商売の方々の名前も取り沙汰されておりました。また、国・県、そういう大きな行政の指導の下の中で進めていきたいようなことも述べられておりましたけれども、やはり一般住民の暮らしがきちんとしていないと、私たちの行政側にも十分影響が与えられることですので、答

弁どおり一生懸命今後もそういう対策に当たられて、住民の安心・安全な暮らしのためにご尽力をいただきたいと思います。

2番目に、村民が新型コロナウイルスに感染しているのではないかと、ここが心配で検査を受けたい場合の相談窓口を当面開設すべきということで、用意はあるのかという内容ですけれども、保健所の窓口も電話の回線がなかなかつながらないと、このようにお伺いしておりますから、この質問に至ったわけでございますけれども、住民が不安で、風邪なのかコロナなのか、その辺、自分自身でも分からない。また、どこの病院に行けばいいのかすらも、なかなか住民の得る情報がないところからどのように、この質問を、窓口をどのように行政側は考えているのか、開設すべきというものに対して答弁を願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 初めに、各種感染症については、関係法令等の規定の中で行われておるところです。新型コロナウイルス感染症についても、それらの決まりの中で関係機関がそれぞれの役割を果たしながら進められています。

東青地域においては、2月中旬に東中央保健所主催の対策会議が行われ、保健所を中心とした対応が確認されているところです。その中でも、感染症の疑いがある方への相談窓口は保健所が担うものとして確認しております。

これらを踏まえた中で、議員質問の村での相談窓口を開設すべき、についてですが、疑いがある方からの相談をはじめとした検査判断、検体採取、PCR検査等については、それぞれの医療資格、専門知識を有する者が行われるものです。これらのことから、保健所が相談窓口として位置づけられていると考えます。

以上のことから、今後についても村での感染症の疑いがある方への相談窓口の設置は考えてございませんが、これまで同様、住民からの生活・健康相談等の総合窓口として関係機関と連携し、役割を果たしていくものと考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 課長のほうから、知識に対して専門な人が窓口で相談するということから、保健所がその窓口になっているという回答ですけれども、やはりその相談窓口の保健所が全然つながらないような状態ですと、住民はその次にどこにじゃあお聞きになればいいのか。その辺が結局不安でたまらないだろうと。そういう安心・安全を拭

い去って上げるためにも、今課長が引き続き健康窓口のそういう相談には乗るようなこともおっしゃってありましたから、引き続きそういう窓口というか、相談は必要があると思いますので、そのまま続いて相談窓口として置いていただければよろしいのではないかと。

そして、さらにはやはり回覧板等においても、もしそういう不安の方は、保健所がつかない場合は、このようなことをしてくださいみたいな指導を促してもらえれば、もう少し安心・安全につながるのではないかなと、そう思いますので、そういう回覧板等のコメントの準備等は考えないものなのか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 今議員から回覧板のお話をいただきましたけれども、感染症対策ということで、健康福祉課からこれまで2回の回覧板を住民の方に配布しております。その中でも予防対策については、役場健康福祉課が担うということで発出しておりますけれども、今後についてもタイミングを見ながら周知のほうを図っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 課長のありがたい答弁がありましたように、第2波に備えての質問でございますから、第2波がもしまた猛威を振るった場合、そういう引き続き、このような方法で役場としては対応するということを村民に促していただければ幸いと思います。

また、今後、蓬田村、青森県、このように第2波の波に襲われることのないように、地域の住民が一生懸命ここの危機管理に徹していただいて、何とか乗り越えていけるようご祈願申し上げたいと思います。

私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、3番久慈省悟君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時29分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2年 7月14日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 久 慈 省 悟

会議録署名議員 柿 崎 裕 二